

がん病態栄養専門管理栄養士 受験

- ・管理栄養士会員歴が継続2年以上である。
- ・本学会「がん専門管理栄養士セミナー」(10単位)受講済み(申請・更新細則①-1・①-2・①-3の必須10単位どれか)
- ・実地修練において以下①または②のいずれかを有する。
 - ① 実地修練1,000時間
 - 1) 本学会が認定した実地修練施設において300時間
 - 2) 自施設における実地修練時間700時間
 - ② 実地修練1,000時間以上または同等と認められる
 - 1) がん診療連携拠点病院またはNST実施施設で、過去3年間に於いて継続して年間1,000時間以上がんの治療と栄養管理に係る医師のもとに、がんに関わる栄養管理・栄養指導に従事している
 - 2) 自施設における実地修練時間700時間

本学会「病態栄養専門管理栄養士」または
日本栄養士会「臨床栄養認定管理栄養士」を取得している。

はい

本学会が認定するがん領域の
認定30単位以上を有している。
(必須10単位・選択20単位)

はい

- 本学会所定様式による症例報告5症例を提出。
以下A区分より3分野4症例、B区分より1症例
A(4症例):
 - ①呼吸器がん、頭頸部・口腔がん、脳腫瘍、
 - ②消化管がん(食道、胃、大腸)、
 - ③肝胆膵がん、④婦人科がん、泌尿器科がん、乳がん、
 - ⑤内分泌系がん(副腎、甲状腺など)、血液がん、その他B(1症例):
 - ①緩和ケア、②在宅医療

「がん病態栄養専門管理栄養士」
受験を申請する。
(通常受験)

合格認定後

「がん病態栄養専門管理栄養士」
認定書授与

いいえ

本学会が認定するがん領域の
認定30単位以上を有している。
(必須10単位・選択20単位)

はい

- 本学会所定様式による症例報告6症例を提出。
病態栄養認定管理栄養士受験:下記より1症例
(1)内分泌代謝疾患 (2)呼吸器疾患
(3)循環器疾患 (4)腎疾患
(5)消化器疾患 (6)血液疾患 (7)その他
がん病態栄養専門管理栄養士受験:下記より5症例
以下A区分より3分野4症例、B区分より1症例
A(4症例):
 - ①呼吸器がん、頭頸部・口腔がん、脳腫瘍、
 - ②消化管がん(食道、胃、大腸)、
 - ③肝胆膵がん、④婦人科がん、泌尿器科がん、乳がん、
 - ⑤内分泌系がん(副腎、甲状腺など)、血液がん、その他B(1症例):
 - ①緩和ケア、②在宅医療

「病態栄養認定管理栄養士」
「がん病態栄養専門管理栄養士」
同時受験を申請する。
(同時受験①)

「病態栄養認定管理栄養士」
「がん病態栄養専門管理栄養士」
を同時受験する。

いいえ

本学会が認定するがん領域の
必須10単位を有している。

はい

- 本学会所定様式による症例報告5症例を提出。
以下A区分より3分野4症例、B区分より1症例
A(4症例):
 - ①呼吸器がん、頭頸部・口腔がん、脳腫瘍、
 - ②消化管がん(食道、胃、大腸)、
 - ③肝胆膵がん、④婦人科がん、泌尿器科がん、乳がん、
 - ⑤内分泌系がん(副腎、甲状腺など)、血液がん、その他B(1症例):
 - ①緩和ケア、②在宅医療

「プラネックス実地研修および
「病態栄養認定管理栄養士」
「がん病態栄養専門管理栄養士」
同時受験を申請する。(同時受験②)

プラネックス実地研修での2日間の研修および
「病態栄養認定管理栄養士」
「がん病態栄養専門管理栄養士」
同時試験を受ける。

合格認定後

「病態栄養認定管理栄養士」
「がん病態栄養専門管理栄養士」
認定書授与